

重要

平成 29 年 3 月 24 日

会員各位

株式会社シーエーエー

## オークション規約 改定のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、シーエーエーをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて、この度シーエーエーでは、「迷惑行為」に関する規約を以下の通り改定いたしましたのでご案内申し上げます。

なお、オークション規約全文、各細則につきましては、CAAホームページ http: www.caanet.jp/ をご参照願います。

敬具

記

## (削除)

第56条3項(名義変更と自動車税相当額の返金)

3 出品後、名義変更完了前に当該車両について交通違反等が行われた場合は、CAAの判断に従い、落札店は出品店に対しペナルティを支払うものとします。

## (追加)

第80条(迷惑行為)

会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合、CAAは、ペナルティ30,000円及び実費(CAAが認めた費用)を請求するものとし、当該会員は直ちに所定の手続を行うものとします。その他CAAが悪質であると判断した内容については、別途裁定するものとし、会員はこれに従います。

- ① 落札店が名義変更前または所有者変更前に発生させた違反行為(交通違反、事故、放置等)により出品店側に通知または連絡があった場合
- ② その他CAAが迷惑行為であると判断した場合

## オークション規約改定・施行日 平成 29 年 4 月 1 日

以上